

契約要綱の解説

平成24年7月1日施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）にもとづく買取制度の対象となる発電設備からの電力受給について、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成24年7月1日実施。以下「この要綱」といいます。）を同法の趣旨に則って運用するにあたり、下記内容を補足説明いたします。

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱によります。

（解 説）

当社がこの要綱を変更する場合とは、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき変更が必要な場合、この要綱の適用対象が変更となる場合、または系統連系の要件等技術的な事項もしくは受給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合に限られます。

7 受給契約の成立および契約期間

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 契約期間は、受給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は、受給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（解 説）

契約期間は1年間とし、以後1年ごとに同一条件で契約が継続されることとしておりますが、この要綱附則3（再生可能エネルギー買取制度における料金の適

用期間)において、料金の適用期間は、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達期間」と定めていることから、同「調達期間」内は、同法にもとづき経済産業大臣が定める「調達価格」を適用いたします。

なお、この要綱で別途定める場合を除き、契約期間内において、当社からの意思表示により受給契約を解約することはありません。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

(解説)

当社は、再生可能エネルギー特別措置法第4条第1項に定める「正当な理由」がある場合、または同第5条第1項各号に該当する場合を除き、お客さまからのお申込みをお断りすることはありません。

ただし、その他、天災事変や工事用地の取得状況等により、お客さまからのお申込み内容の全部を承諾することが困難な場合がございます。この場合につきましては、工事設計内容の変更を含む善後策について、お客さまと協議させていただきます。

14 料 金

料金は、料金の算定期間を「1月」として、その1月の受給電力量に、次の受給電力量料金率を乗じてえた金額といたします。

なお、関係法令の改正およびその他の事情により、当社は、受給電力量料金率および算定方法を変更する場合があります。(中略)

- (1) 再生可能エネルギー買取制度の対象となる受給電力量については、認定発電設備に係る設備認定等の内容により、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等にもとづき適用される「調達価格」といたします。

(解説)

再生可能エネルギー特別措置法第3条第8項にもとづき「調達価格」が改定された場合その他の関係法令等の変更にともない「調達価格」が変更された場合に

おける(1)の受給電力量料金率は、変更後の「調達価格」といたします。

なお、これ以外の場合には、(1)における受給電力量料金率および算定方法を変更することはありません。

20 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態または設備認定の内容に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

(解 説)

受給契約が電力受給の状態に比べて不適当と認められる場合とは、お客さまの再生可能エネルギー発電設備の出力等の内容が、受給契約に定めた内容に反する状態となっている場合をいいます。その場合には、法令上必要な国への設備変更手続きを行なっていただき、当社との受給契約の内容について、当社と協議のうえ、適正なものに変更していただきます。

22 電力受給の停止、制限または中止

- (1) 当社は、当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には、電力受給を停止いたします。(以下略)

(解 説)

電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合とは、それらの契約上の債務不履行にもとづき、電気の供給または接続供給を停止する場合をいいます。

23 損 害 賠 償 等

- (2) (前略) 22(電力受給の停止、制限または中止)(2)によって電力受給を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(解 説)

当社は、22(電力受給の停止、制限または中止)(2)によって電力受給を制限または中止させていただく必要がある場合において、再生可能エネルギー特別措

置法施行規則第6条第3号ロからハおよび同号ニかつこ書きに規定される、当社の責めとならない理由による制限または中止に限り、お客さまに補償や賠償を行いません。

25 名義の変更

- (1) 相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで当社への電気の供給を行っていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。

(解 説)

当社は、新たな発電者が、電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合において、その旨のお申込みをいただいた場合は承諾いたします。

ただし、新たな発電者が、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第4条第1項第2号ニに定める「暴力団等」に該当する場合、および「暴力団等」と関係を有する場合は、承諾いたしません。

27 受給契約の解約等

- (1) 当社は、次の場合には、受給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨を発電者にお知らせいたします。

イ 22（電力受給の停止、制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。（以下略）

(解 説)

「当社の定めた期日」は、当社が解約の原因となる事実の是正を求めた時点から起算され、その際には是正を求める期間を通知いたします。

以 上